

他産業からの介護未経験人材雇用訓練支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、他産業からの介護未経験人材雇用訓練支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護職員

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）に常勤もしくは非常勤として勤務する職員のうち、福祉サービスの利用者に対し、直接処遇する職員をいう。事務職員等は含まない。

(2) 初任者研修

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足感が増している福祉・介護分野において、介護知識の少ない他産業分野の未経験者を雇用して取り込みに努める介護事業所等を支援するため、補助対象者が行う補助対象事業の実施に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、県内に所在する介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所を運営する法人とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の対象は、介護保険サービス事業所等で他産業分野を離職した求職者（以下、「未経験者」という。）を介護職員として新たに雇用し、指導職員のもとで介護業務に従事させながら介護業務に必要な知識及び技能を修得させるとともに、未経験者に初任者研修受講機会を提供し、修了に向け必要な支援を行う事業とする。

2 前項において、未経験者は事業終了後も引き続き雇用が見込まれる者とする。

3 第1項において、指導職員は、介護福祉士の資格を有し、3年以上の介護経験を有する者とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第6条 補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、算定された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(補助対象となる期間)

第7条 補助事業の対象となる期間は、補助金の交付決定の日または勤務の最初の日のいずれか遅い日から令和4年2月28日までのうち、6か月を超えない範囲とする。

2 補助対象者は、前項に定める補助対象期間内に、雇用する未経験者に介護職員初任者研修を修了させなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による補助金交付申請書(様式第1号)を雇用契約締結後速やかに知事に提出して申請するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(様式1-1)
- (2) 事業計画書兼収支予算書(様式1-2)
- (3) 初任者研修計画書(様式1-3)
- (4) 雇用契約書または労働条件通知書(雇入通知書)の写し
- (5) 履歴書の写し(介護分野未経験者であることが確認できるもの)
- (6) その他参考となる資料

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の対象経費を重複して国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。ただし、補助事業で雇用する未経験者は、法令等に基づく人員配置基準等における人員に補助対象となる勤務時間数の2分の1の範囲で算入することができるものとする。
- (5) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助金と当該事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該

支出について証拠書類を整備して、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(軽微な変更)

第10条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容を変更すること。
- (2) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第2号に係る書類を添えて、補助事業完了の日から1月以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金精算額調書(様式2-1)
- (2) 事業報告書兼収支決算書(様式2-2)
- (3) 初任者研修報告書(様式2-3)
- (4) 初任者研修修了書の写し
- (5) 初任者研修受講料の領収書の写し
- (6) 雇用者の出勤簿、労働者名簿、賃金台帳の写し
- (7) 指導担当者手当の支給がわかる書類の写し
- (8) その他参考となる資料

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、規則第13条に規定する額の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第3号)を知事に提出して行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、他産業からの介護未経験人材雇用訓練支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年度分の補助金について適用する。